

東北税政連だより

No.174

税理士の権益の維持とその拡大のために税政連があります

根本匠議員との対談

令和4年6月25日、郡山ビューホテルアネックスにおいて、「税理士による根本匠後援会」の総会前に、根本匠衆議院議員（衆院予算委員長）と対談し、令和5年度税制改正に関する陳情をした。

<出席者>

根本匠衆議院議員
大橋健二県税政連会長・深澤広守県税政連幹事長
柳内一彦後援会会長・木村卓美後援会幹事長



根本 今回の参議院選挙で自民党推薦候補星北斗氏に対して、福島県税理士政治連盟と東北税理士政治連盟に推薦をしていただきありがとうございます。

大橋 若干の懸念事項もありましたが、実は、参議院選挙区で福島県税理士政治連盟として推薦するのは初めてでありました。県連役員と「税理士による後援会」会長の協力があったからこそです。

大橋 さて、昨年8月の「災害損失控除の創設」の件につきましては、大変お世話になりました。

根本 昨年8月12日 大橋会長から税理士会としてテーマを掲げてから2年間ほとんど動きが無いとのことでした。どの立場の役職の人に陳情しているかが重要ですからね。

大橋 翌13日、東北税政連の青木正会長に連絡を取り確認をしたところ、参事官どまりであったとのことで、根本先生に連絡を差し上げました。

根本 この内容は、局長の段階まで上げなければ駄目だということで内閣府防災局長に段取りをつけることにしましたが、ちょうど、熱海市の土石流災害が直前に発生し、超多忙期であったことから9月6日に、ようやく陳情が可能となりました。

ただこの内容で税制改正を目指すのは、かなり問題があると大橋会長にも話しましたね。まず、「雑損控除」について大きな災害の場合に控除の順序を変えること、次に、新たな「災害損失控除の創設」は所得税法の本法改正をしなければならず、かなりの困難が予想されたためでした。

大橋 そこで先生から指示を頂いたのが、激甚災害等の場合に、特例としてではなく、恒久的に3年を5年に延長することのみに限って改正する方向でどうかとの話をいただきました。また、その際、所得税法では3年の縛りのある条文が多いので、3年を5年とするための理論武装をすべきとのご指示もいただきました。その方向性で進める考えです。

大橋 税制改正とは異なりますが、一昨年、鉢花協会の農水省補助金問題で、当初公表した内容がゼロ回答で中止となり、全国の業者からの不満が大きかった内容です。あの節は大変お世話になりました。

根本 あれは農水省の目論見の誤りで中止にしてしまったわけですが、1か月で当初予算の3倍もの申し込みがあり、話がスタートに戻った案件です。

大橋 あの時も今回と同じように、農水省本省の担当局長に説明を求めて、目論見が甘かったことを認めさせましたね。

根本 問題は補助金を当てにして先行して設備投資をした業者がいたことで、それは私から第3次補正で対応してもらうことで決着を見ました。

大橋 やはり、どの部署に陳情すべきか、昨年の雑損控除問題と同様に考えさせられた案件でありました。我々の進むべき方向が示されたと考えています。

柳内 根本先生は、現在、衆議院予算委員長の重責を担っていらっしゃいます。大変お忙しいなかではありますが、税理士会の要望実現に向けて頑張っていただきたいと考えております。本日はお時間を頂きましてありがとうございます。

【追記】

7月10日の参議院議員通常選挙において全国で一番先、午後8時ちょうどに「当確」が出ました。最終的には10万票ほどの大差をつけて勝利することができました。

これも、各後援会の会長・幹事長を初め、会員皆様のご協力のおかげと感謝している次第です、大変ありがとうございました。

